

鴻巣市土木工事における週休2日制モデル工事試行要領

第1 趣旨

この要領は、鴻巣市が発注する土木工事における、週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）の試行について必要な事項を定めるものとする。

第2 モデル工事の種類等

モデル工事の方式は、次の各号に掲げるモデル工事の種類に応じ、当該各号に定める方式とする。

(1) モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、「完全週休2日（土日）」、「月単位の週休2日」又は「通期の週休2日」のいずれかにより週休2日以上現場閉所に取り組む方式

(2) モデル工事（交代制）

対象期間において、「完全週休2日」、「月単位の週休2日」又は「通期の週休2日」のいずれかにより、技術者、技能労働者及び現場代理人の対象者が交代しながら週休2日以上の日取得に取り組む方式

第3 用語の定義等

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休2日（土日） モデル工事（現場閉所型）の対象期間において、原則として全ての週（月曜日から日曜日までの7日間をいう。以下同じ。）の土曜日及び日曜日で現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、工事請負契約締結後、受注者の責によらず対象期間において土曜日又は日曜日に工事を行わなければならないときは、受発注者間で協議した上で、当該土曜日又は日曜日に代わる現場閉所（現場休息）日（以下、「代替休日」という。）を当該土曜日又は日曜日の前後1週間以内の期間（土曜日又は日曜日を除く）で指定することにより変更することができる。
- (2) 完全週休2日 モデル工事（交代制）の対象期間において全ての週で対象者の平均休日率（対象者の休日数の割合の合計を対象者数で除して得た割合をいう。以下同じ。）が28.5%（2日/7日）以上を達成したと認められる状態をいう。
- (3) 月単位の週休2日 モデル工事（現場閉所型）にあつては対象期間のうち全ての月で4週8休（28.5%（8日/28日））以上の現場閉所（現場休息）率（対象期間内の現場閉所（現場休息）日の合計日数を対象期間の日数で除して得た割合をいう。以下同じ。）を達成することをいい、モデル工事（交代制）にあつては対象期間のうち全ての月で平均休日率が4週8休 28.5%（8日/28日）以上を達成することをいう。この場合において、モデル工事（現場閉所型）及びモデル工事（交代制）の工事着手

月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

- (4) 通期の週休2日 対象期間において、モデル工事（現場閉所型）にあつては現場閉所（現場休息）率が、モデル工事（交代制）にあつては平均休日率が、4週8休（28.5%（8日/28日））以上を達成したと認められる状態をいう。
- (5) 対象期間 次に掲げるモデル工事の種類に応じて定める期間をいう。

ア モデル工事（現場閉所型）

契約工期のうち、現場施工着手日（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等、実際に現場作業に着手する日）から現場施工完了日（後片付けや清掃を除いた現場作業が完了した日）までの期間をいい、年末年始休暇の期間（6日間）、夏季休暇の期間（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。なお、やむを得ず、発注者があらかじめ対象外とする期間を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外とする期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

イ モデル工事（交代制）

契約工期のうち、対象者の従事期間をいい、元請企業については現場施工着手日から現場施工完了日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とし、年末年始休暇の期間（6日間）、夏季休暇の期間（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。なお、やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

また、工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交代制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交代制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ただし、交代制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。やむを得ず交代制による週休2日の対象外とする期間を設定

する場合は、必要最小限の期間とする。

- (6) 現場閉所 対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通じて現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要となる作業のみを行う場合については、現場閉所日数に含めるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。
- (7) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (8) 現場閉所（現場休息）日 対象期間中に現場閉所を行う日のうち、週休日で、原則として土曜日及び日曜日をいう。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。
なお、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。
- (9) 対象者 当該工事に係る元請及び施工体制台帳記載の下請（建設工事の請負契約分のみ）の全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の者は除く。
- (10) 休日 当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を24時間通して行っていない状態をいい、降雨、降雪その他の予定外の休日は、これに含む。

第4 対象とする工事

モデル工事は、原則として、全ての工事を対象とする。ただし、次の各号に掲げる工事その他のモデル工事の実施が困難な工事については、この限りでない。

- (1) 緊急を要する工事（災害復旧工事（緊急随意契約を行うような工事）、応急工事等）
- (2) 対象期間が1週間未満の工事

第5 発注方式

- 1 モデル工事の発注は、モデル工事（現場閉所型）を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交代制）とすることができる。この場合において、一つの現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を採用する。
- 2 モデル工事（交代制）として発注した場合において、受注者がモデル工事（現場閉所型）を希望するときは、現場着手前に受発注者で協議し、モデル工事（現場閉所型）に変更できるものとする。
- 3 モデル工事の発注に当たっては、別紙に基づき、入札公告及び特記仕様書にモデル工事の種類を明示するものとする。

第6 適正な工期の確保

- 1 発注者は、公共土木工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、次の事項に留意して適正な工期を確保しなければならない。
 - (1) 契約工期の設定に当たっては、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間等に加え、週休2日の実施に係る受注者及び発注者の事務処理期間として、14日を上乗せするものとする。
 - (2) 一つの工事現場において、分離発注工事、各種インフラ工事などの工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施するものとする。
- 2 契約工期の変更理由が、次に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行う。
 - (1) 受注者と発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
 - (2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した場合
 - (3) 工事の中止や工事の一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
 - (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
 - (5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

第7 積算及び変更方法等

- 1 モデル工事（現場閉所型）の積算、種類の変更等は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) モデル工事（現場閉所型）の予定価格の算出に当たっては、次の表に掲げる経費に完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を乗じた補正を行うものとする。
モデル工事（現場閉所型）の補正係数

経 費	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日
労 務 費	1.02	1.02
共 通 仮 設 費 率	1.02	1.01
現 場 管 理 費 率	1.03	1.02

備考 市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

- (2) 契約成立後、受注者の意向を確認し、完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、直近の契約変更において、請負代金額の補正係数を月単位の週休2日として算出した額と当初の請負代金額との差額を減額して契約変更を行うものとする。
- (3) 現場閉所率の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）に満たない場合は、請負代金額の補正係数を月単位の週休2日の補正係数に変更して算出した額と当初の請負代金額との差額を減額して契約変更を行うものとし、現場閉所率が月単位の週休2日に満たない場合は、通期の週休2日の達成状況に関わらず、第1号の表の補正係数を乗じないで算出した額に減額して契約変更を行うものとする。

- (4) 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の變形労働時間制※を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現場閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものとみなす。

※ 1年単位の變形労働時間制（労働基準法第32条の4）

労使協定を締結することにより、1箇月を超える1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下の範囲において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度。

- 2 モデル工事（交代制）の積算、種類の変更等は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) モデル工事（交代制）の予定価格の算出に当たっては、次の表に掲げる経費に完全週休2日の補正係数を乗じた補正を行うものとする。

モデル工事（交代制）の補正係数

経 費	完全週休2日	月単位の週休2日
労 務 費	1.02	1.02
現 場 管 理 費 率	1.03	1.02

備考 市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

- (2) 契約成立後、受注者の意向を確認し、「完全週休2日（土日）又は完全週休2日」の取組を希望しない場合は、当直近の契約変更において、請負代金額の補正係数を月単位の週休2日として算出した額と当初の請負代金額との差額を減額して契約変更を行うものとする。
- (3) 平均休日率の達成状況を確認後、当該平均休日率が「完全週休2日（土日）又は完全週休2日」の要件に満たない場合は、当初の請負代金額の補正係数を「月単位の週休2日」の補正係数に変更して算出した額と当初の請負代金額との差額を減額して契約変更を行うものとし、平均休日率が「月単位の週休2日」に満たない場合は、第1号の表の補正係数を乗じないで算出した額に減額して契約変更を行うものとする。
- (4) 天候による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の變形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現場閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものとみなす。

第8 実施方法等

モデル工事の実施方法等は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 発注者は、入札公告にモデル工事である旨を明示するとともに、特記仕様書を添付するものとする。
- (2) 受注者は、現場着手前に次のとおり対応するものとする。
- ア 週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を発注者に提出する。

イ 対象期間中、モデル工事であることを示すPR掲示図（様式第4号）の例によりPR掲示図を作成し、工事現場に設置する。

(3) 受注者は、対象期間中、次のとおり対応するものとする。

ア モデル工事（現場閉所型）

(ア) 現場閉所（現場休息）を行う場合は、事前に監督員に対して現場閉所（現場休息）を行う旨の連絡を行うものとする。この場合において、監督員の押印が必要となるような書面を提出する必要はないが、口頭による連絡では、工事完了後に受注者が提出する週休2日制モデル工事（現場閉所型）現場閉所実績報告書（様式第1号）の確認が困難であるため、電子メールなど後日において確認できる連絡方法によるものが望ましい。

なお、次に該当する場合は、現場閉所の連絡は不要とする。

- a 施工計画書に記載した法定休日及び所定休日の場合
- b 週間工程会議等により、監督員が事前に把握している場合
- c 官公庁の休日の場合

(イ) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

(ウ) 監督員は、対象期間中において、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努めるものとする。

イ モデル工事（交代制）

(ア) 受注者は、毎月末に当月分の週休2日制モデル工事（交代制）休日確保状況チェックリスト（様式第2号）を監督員に提出するとともに、作業日報、出勤簿等を提示し、休日の取得実績について監督員の確認を受ける。

(イ) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

(4) 受注者は、現場施工完了後、次のとおり対応するものとする。

受注者は、現場施工完了日から3日以内に、モデル工事（現場閉所型）においては週休2日制モデル工事（現場閉所型）現場閉所実績報告書（様式第1号）を、モデル工事（交代制）においては最終月の週休2日制モデル工事（交代制）休日確保状況チェックリスト（様式第2号）及び週休2日制モデル工事（交代制）休日確保実績報告書（様式第3号）を発注者に提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率又は平均休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。

(5) 発注者は、現場閉所率又は休日率の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる変更契約を行う。

(6) 現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れないおそれがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき変更契約を行う。

第9 工事成績評定における評価

工事成績評定における加点は行わない。ただし、通期の週休2日が達成できなかった場合又は提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としてないなど明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われないものとして評価する。

第10 その他

各発注課所は、工事の特性等を勘案し、この要領によらず、必要な事項を別途定めることができるものとする。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

ただし、9月単価を使用して積算したモデル工事は、従前の試行要領を適用することとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鴻巣市土木工事における週休2日制モデル工事試行要領の規定は、施行日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用し、同日前に公告又は指名通知を行った工事については従前の例による。

別紙

(入札公告及び特記仕様書への週休2日制モデル工事である旨を明示)

<入札公告>

1 入札対象工事

その他

本工事は、鴻巣市土木工事における週休2日制モデル工事(※)の試行対象工事である。

※発注方式により、「現場閉所型」又は「交代制」を記入

<特記仕様書>

週休2日制モデル工事

本工事は、鴻巣市土木工事における週休2日制モデル工事(※)の試行対象工事である。

試行の実施は、鴻巣市土木工事における週休2日制モデル工事試行要領によるものとする。

※発注方式により、「現場閉所型」又は「交代制」を記入

様式第4号

PR揭示図(現場閉所型の例)

週休2日制モデル工事(現場閉所型)

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、原則○曜日、○曜日及び祝日を休工日とするモデル工事です。

皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

発注者 鴻巣市 鴻巣市長○○

受注者 ○○建設株式会社

※ 大きさはA3サイズ以上とする。

※ 工事現場の見やすい場所に設置

PR 掲示図（交代制の例）

週休 2 日制モデル工事（交代制）

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、技術者及び技能労働者が交代しながら週休 2 日相当の休日確保するモデル工事です。

皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

発注者 鴻巣市 鴻巣市長〇〇

受注者 〇〇建設株式会社

※ 大きさは A 3 サイズ以上とする。

※ 工事現場の見やすい場所に設置